

# 空き家の管理で お困りではありませんか？

～犬山市にぜひご相談ください!!～

## 犬山市空き家バンク

空き家となった住宅を、住宅を必要としている人へ売却・賃貸を促す手段として空き家バンクを開設しています！

空き家バンクへの物件の登録をご希望の場合は、市に申込書を提出していただきます。その後、協力事業者によって物件の内容の確認が行われ、市のホームページなどで物件が公開されることになります。

犬山市HP

「住まいの情報～犬山で住みたいネット」



## 犬山市シルバー人材センター による空き家の草刈り

犬山市シルバー人材センターでは、比較的安価に空き家の草刈りを行っています。直接、連絡先へ依頼してください。



### 【主な注意点】

- ・受付順に対応するので、2～3か月お待ちいただくことがあります。
- ・草木の繁茂の状況により、敷地へ入ることができない場合は、お断りすることがあります。

連絡先：犬山市シルバー人材センター  
TEL 0568-62-8505

## ふるさと納税の返礼品を活用した空き家の草木の剪定・伐採

犬山市にふるさと納税をすると、市と提携している造園業者の(有)芳葉園土木による空き家の草木の剪定や伐採のサービス(1回)が受けられます。

- 必要な寄附額は334,000円です。ふるさと納税における控除額には、所得などに応じた上限額があります。ふるさと納税の手続きについては市のホームページ(下記QRコード)をご確認ください。
  - 本サービスは市外在住の方からの寄附を対象としています。
  - 作業内容は一般的な住宅の庭における樹木の剪定と草刈を想定したのですが、敷地・草木の状況によって実施可能な作業内容・範囲が変わります。
  - サービスを受けるまでの流れ
    - ①業者と空き家の状態や、要望する作業内容、作業日程について相談する。
    - ②業者に作業の予約を入れる。
    - ③市のホームページのリンクより、ふるさと納税サイトにて寄附(ふるさと納税)を行う。
- ※業者との事前相談が出来ていない場合、寄附をされても作業の受付ができません。



業者：(有)芳葉園土木 TEL 0568-61-0224  
市担当課：経営改善課 TEL 0568-44-0301

犬山市HP  
「寄附の手続きについて」

## 危険空き家の解体補助事業

壊れそうで危険な空き家を解体する場合、上限20万円の補助が出ます。

危険空き家の判定により評価値 100 点以上と判定された住宅※1を、市内の工事業者により解体する工事が対象です。その他、補助には条件があります。

※1 柱が傾いている (25点)、  
屋根が落ちている (25点)、  
外壁が剥落している (15点)  
など、空き家の状態に応じて項目ごとに評価を行い、  
合計 100 点以上の空き家



犬山市 HP  
「犬山市危険空き家解体  
工事費補助金のご案内」



## 耐震・空き家・定住に 関する住宅相談

建築設計事務所協会、宅地建物取引業協会、弁護士会、司法書士会などと連携し、住宅に関する幅広い相談を受付けています！

「空き家を売りたいけど、本当に売れるの？」といった、空き家に関する売買や相続、リフォームや解体工事などについて、それぞれの専門家へ相談できます。  
(初回1回は無料です。)

犬山市 HP  
「住宅相談について」



## 相続した空き家の譲渡所得の特別控除を受けるための確認書の発行

要件を満たす場合、親などから相続を受けた空き家を3年以内に譲渡した場合の譲渡所得から3,000万円が特別控除されます。

市ではこの控除を受けるために必要な「被相続人居住用家屋等確認書」を発行します。

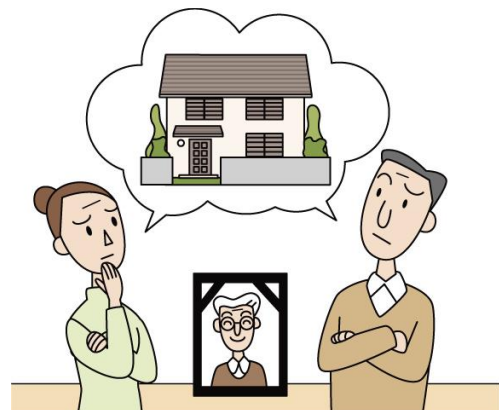
控除を受ける際の条件については下の国税庁HPのQRコードを、確認書を発行する際の条件は国土交通省HPのQRコードを、それぞれご確認ください。



国税庁  
ホームページ



国土交通省  
ホームページ



連絡先 : 犬山市 都市整備部 都市計画課 建築指導担当 (本庁舎2階)  
TEL 0568-44-0331 FAX 0568-44-0366  
メール 080100@city.inuyama.lg.jp

